

(公 印 省 略)
産 第 3 0 2 6 5 - 1 1 7 号
令和 4 年 7 月 1 9 日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産 業 経 済 部 産 業 政 策 課)

**基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について**

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

標記について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から事務連絡がありましたのでお知らせします。

なお、令和 4 年 7 月 1 5 日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の一部が変更され、「BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」などが盛り込まれました。

貴団体におかれましては、当該事務連絡の内容について、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

- (参考 1) BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応
- (参考 2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和 3 年 11 月 19 日 (令和 4 年 7 月 15 日変更)
- (参考 3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更
(令和 4 年 7 月 15 日) (新旧対照表)

【問い合わせ先】

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び
新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

担 当：危機管理課感染症対策調整係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 2 4 2 0

(その他)

担 当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 3 3 2 6